

## ○ 非常災害時等の廃棄物処理促進のための対応(省令改正)

### ① 廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設

災害その他やむを得ない事由により、緊急に生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための措置を講ずるために、市町村長、都道府県知事又は環境大臣が特に必要であると認める場合において、これらの者が指定する者は、廃棄物処理業許可が不要となる特例を創設しました。

### ② 新型インフルエンザ等まん延時に処理が滞った産業廃棄物の保管量上限の拡充

自らその産業廃棄物の処理を行う者又は優良産業廃棄物処理業者に係る処分又は再生を行う中間処理施設において、新型インフルエンザ等によって当該処理施設の運転を中止せざるを得ない場合その他の新型インフルエンザ等に起因し、やむを得ず当該処理に係る産業廃棄物を保管する場合の保管量上限を拡充しました(木くずであって分別されたものであれば、処理能力の49日分まで保管量上限を引き上げることができます。)

〔以上、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行及び新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について」(令和2年5月1日付け環循適発第2005013号・環循規発第2005011号)〕

### ③ 非常災害時において産業廃棄物処理施設で処理する一般廃棄物の拡充

非常災害時の応急措置として災害廃棄物を処理するときは、事後に都道府県知事に届け出ることにより、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、産業廃棄物処分業の許可により平時から処理している産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物も処理できることとしました。

〔「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(令和2年7月16日付け環循適発第2007161号・環循規発第2007162号)〕

## ○ 建設汚泥処理物等の有価性に関する取扱いについて(通知)

### ① 建設汚泥処理物等の有価物該当性の判断を明確化

物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思の各種判断要素を満たし、かつ社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる建設汚泥処理物等は、当該処理がなされた時点において有価物と扱うことが適当である旨、明確化しました。

〔「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて(通知)」(令和2年7月20日付け環循規発第2007202号)〕